

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成27年12月10日(2015.12.10)

【公表番号】特表2015-505101(P2015-505101A)

【公表日】平成27年2月16日(2015.2.16)

【年通号数】公開・登録公報2015-010

【出願番号】特願2014-548242(P2014-548242)

【国際特許分類】

G 06 F 17/30 (2006.01)

【F I】

G 06 F 17/30 350 C

【誤訳訂正書】

【提出日】平成27年10月7日(2015.10.7)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0039

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0039】

意味ヒートマップモジュール135が、インターフェース175(例えば、ネットワークインターフェース)を介してクライアント100からコンテンツの要求および少なくとも1つのターゲット特性を受け取ることが可能であり、さらに要求されたコンテンツに関してヒートマップを計算することが可能である(後段で説明される)。ターゲット特性は、例えば、要求されたコンテンツに関するユーザ目標であることが可能である。ターゲット特性は、概念、または概念に関連することが可能な特性であることが可能である。